

(様式1)

富教総発第314号

令和8年2月24日

文部科学大臣 殿

富士市長 金指 祐樹

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

富士市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度(1年間)

(担当)

担当部署名：富士市教育委員会 教育総務課

住所：静岡県富士市永田町1-100

電話：0545-55-2867

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

吉永第二小学校及び元吉原中学校の体育館に対して、長寿命化を図るための予防的な外部改修として、屋根面及び外壁面等の改修工事を実施し、本計画期間内に老朽化対策を行う。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

防災機能強化については、改修の優先度の高い学校の校舎について、建築非構造部材の耐震対策工事等を実施する。
バリアフリー化については、今泉小学校及び体育館のリニューアル工事が予定されている学校にバリアフリートイレの整備をする。
衛生環境の改善については、校舎の使用頻度の高いトイレや体育館のリニューアル工事が予定されている学校について、乾式化等の改修工事を順次実施する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

岳陽中学校について武道場を新築し、学校教育活動の円滑な実施を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		26 校
中学校		15 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		6 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	37 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	36 箇所
	学校武道場	13 箇所
	社会体育施設	12 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年9月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

事業完了後、翌年度に教育委員会において自己評価を行う。 計画期間終了後、評価結果を市のウェブサイト等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]